

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年10月4日付けで異議申立人に対し行った一部開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成14年9月20日付けで「社会福祉法人 会（以下「 会」という。）の特別養護老人ホーム建設にかかる 資金計画 法人の役員名簿 敷地及び建物の面積」の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、「社会福祉法人 会の設立認可についての起案文書中の社会福祉法人設立認可申請事務審査表のうち、1（6）資産及び2建設概要の部分」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第8条第1号に該当するものとして、本件文書を一部開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成14年10月4日付け福保総2第9-20号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、本件文書の一部を不開示とした理由は以下のとおりである。

条例第8条第1号に該当する。

本件処分で不開示とした部分は、 会と条件付き贈与契約又は贈与の予約を締結した個人の氏名（以下「本件不開示部分」という。）であり、特定の個人が識別され得る情報であるので、本号本文に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年12月6日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立て

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書、並びに口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、要約するとおおむね次のとおりである。

(1) 会の設立認可については、村、村及び組合（以下「本件団体」という。）からの補助金の交付が施設建設自己資金の自己財源（以下「自己財源」という。）の約半分を充足するものとして申請され、審査されており、その履行が充分確実なものであることが社会福祉法人設立認可の決定的な要件であった。

認可申請の時点においては、本件団体からの補助金の支出は確定しておらず、これを保証人が保証することにより、自己財源が確保されるものとして認可されたものである。

このような認可は、他に例を見ない超法規的な措置であり、本件団体からの補助金を誘導するための強引な措置とも言える。

(2) この保証人の保証は、地方公共団体の補助金支出を保証しているもので、これにより自己財源の確保が確実であるとして認可されている事実からすれば、公的な行為であり、保証人の氏名は開示されるべきである。

さらに、会と保証人との贈与契約によれば、本件団体から補助金が交付されると、補助金の額に応じて贈与額が減額されることとなっており、このことからすれば、補助金の実体は会を通じて保証人に交

付されるものと言える。

地方公共団体から補助金を交付される者の氏名は、開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件不開示部分について

会の特別養護老人ホームの施設建設に係る自己資金については、個人からの贈与、並びに本件団体からの補助金をもって充てることとされている。

このうち本件団体からの補助金の部分については、会に対して交付されなかった場合は、保証人と記載された個人がその額面に相当する金額を負担することとされ、会と当該個人の間には、贈与の予約又は条件付き贈与契約が締結されている。

本件不開示部分は、当該契約を締結した個人の氏名である。

2 条例第8条第1号該当性について

本件不開示部分は、会と条件付き贈与契約又は贈与の予約を締結した個人の氏名であり、特定の個人が識別され得る情報であるので、本号本文に該当することは明らかである。

また、慣行として公にされているとは言えないこと、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要なものとは言えないこと、及び公務員の職務に関するものでもないことから、本号ただし書きイからハにも該当しない。

よって、本件不開示部分については、条例第8条第1号に該当するものである。

3 条例第10条該当性について

異議申立ての理由によると、本件異議申立ては、会に係る社会福祉法人の設立認可が適切になされたのか疑義があり、公的な補助金が特定の

個人に交付されるのであれば、その事実を明らかにするために本件不開示部分を開示すべきであるとの趣旨とも解される。

つまり、公益上特に開示する必要があり、条例第10条に該当するので開示すべきとの趣旨であると思われる。

社会福祉施設の建設資金の確保は、確実になされないと法人の存続が危ぶまれるので、社会福祉法人の認可要件の一つとなっている。

そこで、建設資金が個人から贈与されるものである場合には、預金残高証明書を提出させ、贈与者に資力があることを確認することとしている。

また、資金の確保は市町村等の補助金によることも認めており、その交付が議会の議決にかからしめられるため、認可審査の時点において交付の履行が不確実な場合には、補助金が交付されなかったときの資金確保手段についても確認している。

異議申立人は、本件団体からの補助金交付について、履行が十分に確実であることが、会に係る設立認可の決定的な要件であると主張している。

しかし、実施機関は、そもそも本件団体からの補助金交付が必ずしも確実であるとは考えておらず、そのために交付されなかった場合において、個人から相当額の贈与が確実になされることを確認したものである。

また、建設資金の一部が市町村等の補助金であることは、社会福祉法人設立認可の要件とされておらず、これら団体からの補助金交付が決定的な要件であるとする異議申立人の主張には理由がない。

本件文書における「保証」とは、会に対して補助金が交付されなかった場合において、個人がその額面に相当する金額を負担するという意味で記載されたものであり、その内容は、贈与の予約又は条件付き贈与と解される私的な契約であって、公的な行為とは言えない。

また、一般に公共団体からの補助金を収入予算の一部に予定していた事業において、補助金を受給できなくなったため相当額の資金を個人が負担することとなった場合には、当該個人の氏名を公にすることが公益上特に必要であるとは認められない。

以上、会に係る社会福祉法人の設立認可は適切になされたものであり、条例第10条に該当しない。

第5 審査会の判断

本審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、口頭による意見陳述、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、本件

文書記載事項の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 会の設立認可について

(1) 社会福祉法人の設立認可の概要

実施機関の説明によると、社会福祉法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業を行うことを目的として、同法に定めるところにより設立される法人であり、社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって必要な事項を定めるとともに、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）の定める手続により所轄庁の認可を受けなければならないこととされている。

実施機関は、社会福祉法人の設立認可について、厚生省通知（平成12年12月1日付障第890号大臣官房障害保健福祉部長他3局長連名通知）に基づき山梨県社会福祉法人認可基準（以下「認可基準」という。）を制定し審査を行っている。

認可基準は、基本的事項、定款、法人の資産、役員など7つの項目に分けて基準を設けている。

(2) 自己財源に係る審査について

自己財源の確保に関する審査の基準は、認可基準の「第3 法人の資産」に定められている。この中には、財源の拠出者を特定する基準はなく、また、寄付金が予定されている場合、「書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑証明書等により確認できるとともに、寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書等により確認できること。」と定めている。

本件に係る社会福祉法人の認可に関して、実施機関は、申請書にある本件団体の補助金が当該申請の時点において不確実であったために、自己資金の確保について個人の贈与によることが確実かどうかを残高証明書により確認している。

(3) 本件文書に表記された「保証」について

本件文書の「1、(6) イ 運用財産」中、「組合（補助）」及び

「 村・ 村（補助）」の表記の下に「保証」と表記されている。

この「保証」は、実施機関の説明にもあるとおり民法上規定されている保証とは異なり、 会に対して補助金が交付されなかった場合に、個人がその額面に相当する金額を負担するという意味で用いられている。

法的には、贈与の予約又は条件付き贈与の趣旨で「保証」という言葉が用いられているもので、私的な贈与契約であり、贈与契約書の写が添付されている。

（４）本件団体からの補助金の交付先について

本件団体の補助金に関する規定によれば、公益等の増進を目的とする事業を対象として、当該事業を行う者（実施主体）に対して補助金を交付するとしている。

本件団体からの補助金が交付された場合、贈与者の 会に対する贈与額が減額されるのは、当該贈与契約の内容によるものであり、贈与額が減額される者に対して補助金が交付されることとなるのではなく、補助金の交付先は当該事業の実施主体である 会である。

2 本件文書の内容

本件文書は、社会福祉法人 会の設立認可についての起案文書中の、社会福祉法人設立認可申請事務審査表のうち、1、（６）資産の部分及び2建設概要の部分である。1、（６）資産の部分は、基本財産の額とその取得方法及び評価方法が記載され、運用財産の額と贈与者及び贈与額が記載されている。2建設概要の部分には、建物、建設費、施設建設費財源が記載されている。

3 争点

条例第8条第1号、或いは第10条に該当するか否か。

4 条例第8条第1号の該当性について

（１）条例第8条第1号の趣旨

条例第8条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業

に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。

(2) 条例第8条第1号の該当性の検討

本件不開示部分は第2、2のとおり、社会福祉法人と贈与の契約を締結した個人の氏名であり、特定の個人が識別される情報である。

したがって、条例第8条第1号に該当する。

5 条例第10条の該当性について

(1) 条例第10条の趣旨

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について定めるものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、開示請求に係る行政文書に記録されている情報を不開示にすることにより保護される利益と、開示することにより保護される公益との比較衡量を行った上で、実施機関が高度な行政的判断により開示することに優越的な公益が認められると判断したときという意味である。

(2) 条例第10条の該当性の検討

そこで、条例第10条の趣旨に照らして、本件文書に記録されている情報について同条の該当性について検討する。

異議申立人は、個人による贈与は本件団体の補助金に対する保証であるから、公的な行為であり、また、本件団体の補助金が、実質的に贈与者に交付されるものであると主張している。

これは、本件文書に「保証」という言葉が記載されていることによつて生じた誤解によるものと思われるが、1、(3)及び(4)で述べたとおり、「保証」は民法上の保証ではなく、本件団体の補助金が贈与者に対

して交付されるものでもない。

したがって、本件文書に記載された個人の氏名は、公益上特に開示する必要があるとは認められず、条例第10条には該当しない。

6 結 論

以上、当審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

7 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成15年 1月16日	諮問
15年 2月 7日	実施機関から不開示理由説明書を受理
15年 3月12日	異議申立人から意見書を受理
15年 3月27日 (14年度第10回審査会)	審議
15年 5月19日 (15年度第1回審査会)	審議 異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取
15年 6月 5日 (15年度第2回審査会)	審議
15年 7月28日 (15年度第3回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	